

白幡森周辺エリア基本構想策定業務公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本要領は、白幡森周辺エリア基本構想策定業務公募型プロポーザルの実施にあたって必要な事項を定めるものである。

2. 業務概要

- (1) 名称：白幡森周辺エリア基本構想策定業務
- (2) 内容：別添仕様書のとおり
- (3) 期間：契約締結日から令和5年3月17日まで
- (4) 見積限度額：16,995,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3. 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 秋田県又はにかほ市から、指名保留措置又は指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続の開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 秋田県税、にかほ市税、消費税又は地方消費税を滞納していないこと。
- (5) 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）の「都市計画及び地方計画部門」の登録を受けている者であること。
- (6) 配置予定技術者の要件は以下のとおりとする。

1) 共通事項

配置予定技術者は、提案書に記載された所属の企業に、提案書作成時点の3ヶ月以上前から雇用されている者とする。

原則として業務完了まで、配置予定技術者の変更は病休・死亡・退職等の市が認める理由のほかは認めない。

管理技術者とは別の者を担当技術者として配置できる。

照査技術者は管理技術者及び担当技術者を兼ねることはできない。

2) 配置予定技術者の資格

管理技術者及び照査技術者は、以下のいずれかの資格を有する（登録した）者とする。

- ・技術士（総合技術監理部門：都市計画及び地方計画）
- ・技術士（建設部門：都市計画及び地方計画）

なお、担当技術者には特段の資格を求めないが、下記資格のいずれかを有する場合は加点评価する。

- ・技術士（総合技術監理部門：都市計画及び地方計画）
- ・技術士（建設部門：都市計画及び地方計画）
- ・RCCM（都市計画及び地方計画）

3) 手持ち業務量

提案書作成時点の手持ち業務量（プロポーザル方式により特定後未契約のものを含む）は下記のとおりとする。

対 象：管理技術者及び担当技術者

業務量：全ての手持ち業務の契約金額が4億円未満かつ業務件数が10件未満

※手持ち業務とは、管理技術者又は担当技術者である業務で契約金額500万円以上の業務。

配置予定技術者	雇用関係	技術者変更	業務実績	資格	手持ち業務	兼務
管理技術者	企画提案提出 企業における 3ヶ月以上の 雇用関係	業務期間内の 変更は 原則不可	同種業務 過去10年 に1件以上	有資格者	合計4億円未満 10件未満	担当技術者との 兼務可
照査技術者			-		不可	
担当技術者			-		合計4億円未満 10件未満	管理技術者との 兼務可

4. 事業者選定スケジュール（予定）

内 容	実施期間
質問受付期間	令和4年4月25日（月）まで
企画提案書受付期間	令和4年5月18日（水）まで
プレゼンテーション及びヒアリング	令和4年5月25日（水）
最終審査結果の通知発送日	令和4年5月31日（火）
見積書の提出等契約手続き	令和4年6月上旬
プロポーザルによる選定結果の公表	令和4年6月中旬

※各項目の日程については、委員会の都合等にあわせて調整することがある。

※上記日程に変更がある場合は、あらかじめ関係者に対して連絡する。

5. 担当部署

にかほ市役所 企画調整部 総合政策課

〒018-0192

秋田県にかほ市象潟町字浜ノ田1番地

電話：0184-43-7509 FAX：0184-62-9013 E-mail：kikaku@city.nikaho.lg.jp

6. 応募書類

提出書類	様式等
(1) 公募型プロポーザル参加表明書	様式1 ～ 様式5-3
(2) 企画提案書	様式6
(3) 事業実施計画工程表	様式7
(4) 宣誓書	様式8
(5) 見積書及び積算内訳書	任意様式
(6) 応募者の資格を証明する書類等	法人登記簿謄本（登記事項全部証明書）
	納税証明書（秋田県税、にかほ市税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明書写し） ※応募日前3カ月以内に交付されたもの
	国土交通省で定める建設コンサルタントの登録が証明できる書類（登録通知書または現況報告書）の写し

7. 応募にあたっての留意事項

- (1) 企画提案書等の作成、ヒアリング及びプレゼンテーション等に関して必要となる一切の費用は提案者の負担とする。
- (2) 次に該当する企画提案は無効とする。
 - ① 3に掲げる資格のない者が企画提案書を提出した場合
 - ② 企画提案書に虚偽の内容が記載されていた場合
 - ③ 実施要領及び仕様書に示した要件に適合しない場合
 - ④ 見積限度額を超えた金額を提示した場合
 - ⑤ 審査の公平性に影響を与える行為をした者の提案
 - ⑥ 1社で2以上の提案をした場合
- (3) 提出期限後は、提出された企画提案書等の差替え又は再提出を認めません。
- (4) 企画提案書の提出後に辞退する場合は、辞退届（様式9）を提出してください。
- (5) 提出された企画提案書は返却しません。

- (6) 参加者が1社であっても、原則として有効とする。
- (7) 提出手続において使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- (8) 郵便等における事故及び通信事故について、発注者は一切の責任を負わないものとする。

8. 質疑・応答

- ①受付期間：令和4年4月25日（月）午後5時まで
- ②質問方法：上記5の担当部署に、郵送、FAX、E-mail のいずれかで提出してください。
ただし、選定方法に関する質問は受け付けません。
- ③回答方法：質問した者に、E-mail により回答するとともに、質問及び回答をにかほ市ホームページ上に公開します。

9. 企画提案書の提出

- ①提出期限：令和4年5月18日（水）午後5時まで
- ②提出部数：正本1部、副本9部（参考見積書は正本のみ）
- ③提出場所：〒018-0192 秋田県にかほ市象潟町字浜ノ田1番地
にかほ市役所 企画調整部 総合政策課
- ④提出方法：印刷したものを担当部署まで持参又は郵送等すること。
ただし、受付は営業日の9時から17時までとする。また、郵送等の場合は期限までに必着とし、郵送等における事故については提案者の責任とする。

10. 選定方法

- ①提案内容のヒアリング
 - 日 時：令和4年5月25日（水）
 - 場 所：にかほ市役所 象潟庁舎
 - 内 容：提案内容について、プレゼンテーション方式及び質疑応答（30分程度）
 - 資 料：原則として、応募者が提出した企画提案書をもとにした内容をスライド（パワーポイント等）で表現したものとする。
なお、プレゼンテーションに用いるパソコンは持参すること。（プロジェクターは市で用意する。）
 - その他：社会情勢によっては、オンライン形式でのプレゼンテーションとする場合がある。詳細については、別途協議のうえ決定する。ヒアリング審査に参加しない場合は、失格として審査の対象としない。
- ②受託事業者の選定
 - 審査員の評価

「白幡森周辺エリア基本構想策定業務公募型プロポーザル評価基準」(別紙)に基づき、審査員が提案内容の評価を行う。

③選定結果

選定した提案者及び選定されなかった者に対しては、文書によりその旨を通知するとともに、審査結果の概要として次の内容を市ホームページで公表する。

なお、審査内容や選定結果に対しての異議は受け付けない。

- 1) 最優秀提案者の名称と点数
- 2) その他の参加者(名称は、A社、B社とする。)と点数

11. その他

このプロポーザルは、市公式ウェブサイトを通じて行うものとする。